

(学則抜粋)

第五章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 入学検定料 | 30,000 円 |
| (2) 入 学 金 | 100,000 円 |
| (3) 授 業 料 | 50,000 円 (月額) |
| (4) 教 材 費 | 5,000 円 (月額) |

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。